

児童手当・特例給付を受給している方へ

瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係

令和5年度児童手当・特例給付現況届の提出について

6月は、児童手当の現況届提出月です。下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。現況届の提出がない場合は、令和5年6月分(10月振込)からの手当を受けることができませんので、ご注意ください。

1. 受付期間

令和5年6月1日(木)から6月30日(金)まで

2. 提出方法

① 郵送：同封の返信用封筒で郵送してください。
※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

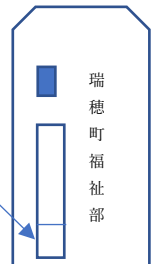
② 窓口：庁舎1階 子育て応援課窓口
午前8時30分～午後5時

※令和5年度からマイナポータル(ぴったりサービス)から電子申請もできます。

★返信用封筒に入れるもの

- ・ 現況届
- ・ 受給者の健康保険証被保険者証のコピー
- ・ その他必要な書類
(切手不要)

記名・提出する現況届に〇印



3. 提出書類

① 「令和5年度児童手当・特例給付現況届」(6月1日以降の日付で提出してください。)

※ 令和5年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がなかつた方(受給者及び配偶者)は、マイナンバーによる情報連携で所得の確認を行うため、現況届の『本年1月1日時点の住所』(令和5年1月1日時点の住所)を正確に記入してください。
なお、未申告等により、税情報が確認できなかった場合は令和5年度住民税課税(非課税)証明書を提出していただきます。

② 受給者の健康保険被保険者証のコピー

③ 別居監護の方など上記以外の書類が必要な方には、個別にご案内しています。



4. 注意事項（必ずお読みください。）

- ① 現況届の裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- ② 現況届の電話番号は、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- ③ 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- ④ 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- ⑤ 児童数などの変更は、別途届出が必要です。
- ⑥ 記入もれ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

5. その他

- **所得が所得上限限度額以上の世帯は、児童手当等が支給されません。対象の方に、消滅通知書を送付します。**なお、児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。
- 現況届を審査した結果、現在受給している区分「児童手当」「特例給付」に変更がない方には通知を送付しません。「児童手当」から「特例給付」、「特例給付」から「児童手当」に変更となった場合は、対象の受給者様宛に認定通知書を送付します。
- 外国籍の方（受給者及び児童）は、在留資格や期間を公簿で確認しています。在留期限が切れる（住民登録が消除する。）と資格消滅になりますので、お気を付けください。

○児童手当の振込について

支給月の前月までの4か月分を毎年10月・2月・6月の10日（10日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）に振り込みます。

支払通知は送付しませんので、入金後に通帳を記帳し、確認してください。